

内閣参甲第一六号

昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出都市農村配給差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年貳月拾六日

參議院議員小川友三君提出都市農村配給差に関する質問に対する答弁書

一、魚類

配給基準量は勿論全國均一になるようにしたいのであるが

イ 生産が戦前の六割程度である事

ロ 大消費地域及び炭山方面は他地方に比し食生活が困難であり食生活の不安がもたらす影響が特に大である事

ハ 出荷に対する資材及褒奨物資に一定の限度がある事

等により已むを得ず八大都市、海無縣、炭山方面及び生産縣でも他縣よりの入荷に依存しなければならぬ府縣に対して重点的に出荷を促進している事情である。

尙現在一般地方に対しても特に事情がある地方に対しては臨機出荷処置している。又他地方に対しても資材及生産の許す限り出荷を促進したく考慮している。

二、野菜の統制については現在臨時物資需給調整法にもとづく蔬菜及び漬物配給規則によつて実施しているのであるが本規則の下で購入通帳制により嚴格なる配給制を実施しているのは農林大臣の指定した八大消費地域と都道府縣知事の指定した主要中小都市であつてそれ以外の地域は生産地との關係上消費者の購入については價格の統制以外自由となつていたのであつて現在のところ主食の如く各都府縣の全域にわたり配給統制を実施することは野菜の特性上不可能と考へている。